

議第六十二号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年六月十九日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十二年岐阜県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の二第一項及び第二項中「以下この項及び次条において」を「次項及び第四十八条の二第一項第三号を除き、以下」に改める。

第四十八条の三を第四十八条の四とする。

第四十八条の二第一項中「申告、請求又は申出（次条において「申告等」という。）」を「申告等」に改め、同条を第四十八条の三とし、第四十八条の次に次の一条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）

第四十八条の二 任命権者は、岐阜県職員の育児休業等に関する条例（平成四年岐阜県条例第四号）第二十八条第一項の措置を講ずるに当たつては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 出生時両立支援制度等の申告、請求又は申出（以下「申告等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

三 岐阜県職員の育児休業等に関する条例第二十八条第一項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、三歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 育児期両立支援制度等の申告等に係る対象職員の意向を確認するための措置

三 対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第一項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

1 この条例は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の第四十八条の二第二項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

提 案 説 明

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に鑑み、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認を任命権者に義務付ける等のため、この条例を定めようとする。